

令和3年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月4日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 今井 健児 | 2番 芝間 教男 | 3番 中島 健男 |
| 4番 中村 茂弘 | 5番 今井 英昭 | 6番 森澤 文王 |
| 7番 今井 清 | 8番 村田 桂子 | 9番 田中 三江 |
| 10番 滝沢寿美雄 | 11番 榎本 真弓 | 12番 森本 信明 |

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明
教育次長 市川正彦 建設環境課長 篠原英男 農林課長 櫻井 豊
観光課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子
たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁
農業委員会長 今井卷男

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

散会 午後1時39分

議長（森本信明君） おはようございます。これから本日3月4日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第27号～日程第4 議案第30号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第27号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてから、日程第4 議案第30号 令和3年度立科町水道事業会計予算についてまでの4案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第27号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102万5,000円と定めます。本日提出、立科町長。

4 ページをご覧ください。

歳入ですが、1 款県支出金 1 目住宅費県補助金 5 万7,000円は、貸付事業の償還推進に対する補助金です。

2 款財産収入 1 目利子及び配当は、基金利子1,000円です。

3 款繰入金 1 目基金繰入金は、基金からの繰入金27万4,000円です。

5 ページをご覧ください。

5 款諸収入 1 目住宅新築資金等貸付金収入は、現年度分25万4,000円、過年度分43万8,000円です。

6 ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1 款土木費 1 目一般管理費では、職員給料が主なものです。

2 款公債費では、1 目元金の償還金が32万4,000円です。7 ページをご覧ください。2 目利子の償還金が7,000円です。

8 ページは、地方債現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご覧ください。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第28号 令和3年度立科町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第2条業務の予定量は、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュ

ニティプラント等事業を合わせた、排水戸数、年間湧水量、1日平均湧水量の予定数値と主要な建設改良費を示してあります。

事業の内容につきましては、支出の中で説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

まず、収入ですが、第1款下水道事業収益4億3,496万9,000円については、第1項営業収益を1億5,989万3,000円、第2項営業外収益を2億7,507万6,000円。

次に、支出ですが、第1款下水道事業費用4億3,496万9,000円については、第1項営業費用を3億8,546万6,000円、第2項営業外費用を4,114万7,000円、第3項特別損失を685万6,000円、第4項予備費を150万円とします。

3ページをご覧ください。

第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。なお、収益的収入が資本的支出額に対して不足する額5,146万8,000円は、引継ぎ金で補填するものとします。

まず、収入ですが、第1款収益的収入2億4,391万円については、第1項企業債2,750万円、第5項補助金2億1,411万4,000円、第6項負担金等229万6,000円とします。

次に、支出ですが、第1款資本的支出2億9,537万8,000円については、第1項建設改良費6,361万円、第2項企業債償還金2億3,176万8,000円とします。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整備する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,171万4,000円及び3,729万5,000円とします。

4ページをご覧ください。

第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定めます。

起債の目的は、農業集落排水事業限度額2,750万円。起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は4%以内でただし書もごさいます。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものということでごさいます。ただし、財政等の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるという内容になっております。

第6条一時借入金の限度額は2,000万円とします。

第7条予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおり定めます。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用と営業外費用との間の流用とします。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費1,190万9,000円とします。

5 ページをご覧ください。

第9条下水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億7,459万9,000円とします。本日提出、立科町長。

6 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款下水道事業収益の1項営業収益1目下水道使用料は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティプラント等の使用料で、計1億5,989万円とします。

4目その他営業収益3,000円は、督促手数料です。

2項営業外収益ですが、2目負担金等1,778万9,000円は、川西保健衛生施設組合負担金と茂田井特定環境保全公共下水道新規加入者受益者分担金等です。

3目他会計補助金8,798万5,000円は、一般会計からの繰入金です。

6目長期前受け金戻入益1億6,929万7,000円は、平成26年度会計制度の見直しにより、補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するため、営業外収益に計上したものです。

9目雑収益5,000円は、延滞金、諏訪湖流域下水道返還金などです。

7 ページをご覧ください。

次に、支出ですが、1款下水道事業費用1項営業費用のうち、1目環境費につきましては、15節委託料1,003万1,000円では、マンホールポンプ場維持管理委託料、管路清掃委託料、茂田井特環境保全公共下水道管渠延長工事設計管理委託料の計上、16節手数料455万6,000円では、緊急時の汚水引き抜きや、発電機対応手数料、マンホールポンプ場2か所の汚泥処分手数料、緊急用発電機の保守及び保管手数料、白樺湖特定環境保全公共下水道水質検査業務手数料の計上、18節修繕費は、緊急対応修繕で760万円、27節工事請負費は管路が延長になった場合に工事ができるように、茂田井特定環境保全公共下水道管渠延長工事分工事1件分495万円です。

3目処理場費につきましては、15節委託料2,977万5,000円では、処理場管理委託料、電気保安業務委託料、消防設備保安点検業務委託料などの計上、16節手数料3,005万2,000円では、汚泥引き抜き手数料、川西保健衛生施設組合への汚泥搬入手数料、水質検査手数料などの計上。

9 ページをご覧ください。

18節修繕費は、緊急対応修繕費で470万円、27節工事請負費828万3,000円では、各処理場の機械設備整備工事を計上しました。

4目流域下水道費、1節流域下水道維持管理負担金は、諏訪湖流域下水道維持管理負担金で1,800万円を計上しました。

6目総掛費につきましては、職員の給料、手当と経常的経費が主なものでございます。

10ページをご覧ください。

19節委託料477万4,000円では、公営企業会計アドバイザー業務委託料、地理情報管理システム保守及び台帳データ更新委託料、消費税申告業務委託料の計上、31節負担金1,293万8,000円では、料金徴収業務負担金、白樺湖特定環境保全公共下水道維持修繕及び白樺湖幹線分負担金などを計上しました。

8目減価償却費では2億1,486万7,000円の計上です。

11ページをご覧ください。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費に2,834万7,000円を計上、2目消費税及び地方消費税に1,280万円を計上しました。

3項特別損失につきましては、4目過年度損益修正損では21万4,000円の計上、5目その他特別損失では法適用毎期間に係る職員手当や消費税や地方消費税など、664万2,000円を計上しました。

4項予備費として、150万円を計上しました。

12ページをご覧ください。

資本的収入ですが、1款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債2,750万円は、野方塩沢処理施設防食工事によるものです。

5項補助金のうち、1目国庫補助金2,750万円は、野方塩沢処理施設防食工事に対する国補助金です。3目他会計補助金1億8,661万4,000円は、企業債元金償還補助金として一般会計からの繰入金です。

6項負担金等2目分担金229万6,000円は、新規加入者受益者分担金等の見込み分です。

次に、資本的支出ですが、1款資本的支出1項建設改良費のうち、1目管路建設改良費656万1,000円は、管路延長が必要になった場合に工事ができるように環境延長工事1件分の設計管理委託料及び工事費、白樺湖特定環境保全公共下水道中継ポンプ場及びマンホールポンプ場通報装置の更新の計上、2目処理場建設改良費では、野方塩沢処理施設に腐食が見られることから、防食工事を令和3年と令和4年に分けて行うこととし、設計管理委託料及び工事費の第1工程分5,548万4,000円を計上、4目流域下水道建設負担金では156万5,000円を計上しました。

2項企業債償還金では2億3,176万8,000円を計上しました。

13ページは、令和3年度立科町下水道事業予定キャッシュフロー計算書です。

14ページ、15ページは、令和3年度立科町下水道事業予定貸借対照表、16ページは、令和3年度立科町下水道事業予定開始貸借対照表です。

17ページ以降は、職員の給与明細書で、25ページ以降は、令和3年度立科町下水道事業会計注記表となっておりますので、ご覧ください。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第29号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,101万6,000円と定めます。

本日提出、立科町長。

5 ページをご覧ください。

歳入ですが、2款使用料及び手数料1目下水道使用料は、滞納繰越分を合わせて3,701万1,000円を計上しました。

6 ページをご覧ください。

3款財産収入1目利子及び配当は、積立金利子として32万8,000円を計上しました。23万8,000円を計上しました。

4款繰入金1目基金繰入金は、財政調整基金から繰入金327万3,000円です。

5款繰越金は、50万円を計上しました。

8 ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款衛生費1目下水道管理費4,001万6,000円は、経常的経費が主なものですが、14節工事請負費では、処理場機器整備工事費として517万円を計上しました。21節積立金では、緊急修理積立金として400万円、減価償却積立金として518万円、基金利子積立金として63万円を計上しました。

9 ページをご覧ください。

2款予備費では100万円を計上しました。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第30号 令和3年度立科町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第2条業務の予定量は次の表のとおりとします。

左の表は、上水道及び簡易水道について、給水件数、年間給水量、日平均給水量の予定数値を示してあります。右の表は、3年度に予定しております主要な建設改良事業です。事業の内容につきましては、支出の中で説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

まず、収入ですが第41款水道事業収益2億9,347万7,000円については、第1項営業収益を2億4,332万6,000円、第2項営業外収益を5,010万1,000円、第3項特別利益を5万円とします。

次に、支出ですが、第51款水道事業費用2億9,347万7,000円については、第1項営業費用を2億6,303万7,000円、第2項営業外費用を1,843万2,000円、第3項特別損失40万円、第4項予備費を1,160万8,000円とします。

第4条資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。なお、収益的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,726万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金及

び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとします。

まず、収入ですが、第61款資本的収入はございません。

次に、支出ですが、第71款資本的支出1億4,726万3,000円については、第1項建設改良費8,589万5,000円、第2項企業債償還金6,136万8,000円とします。

3ページをご覧ください。

第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、職員給与費2,181万7,000円とします。

第6条棚卸資産の購入限度額は1,100万円とし、第7条一時借入金の限度額は2,000万円とします。本日提出、立科町長。

4ページをご覧ください。

収益的収支及び支出の収入ですが、41款水道事業収益の1項営業収益1目給水収益は、上水道分、八重原への分水分、簡易水道分などの使用料で、計2億3,391万7,000円とします。

2目受託工事収益500万2,000円は、消火栓更新移設代でございます。

3目他会計負担金353万7,000円は、消火栓維持に伴う負担金、下水道使用料算定のための自動検針及び料金システムに関する負担金、深久保代替用水ポンプ電気料負担金です。

4目負担金14万1,000円は、佐久市からの消火栓維持管理分と東御市からの負担金です。

5目その他営業収益72万9,000円は、材料売却収益と手数料です。

5ページをご覧ください。

2項営業外収益ですが、1目受取利息及び配当金は、預金利子分として27万3,000円、2目他会計補助金282万8,000円は、一般会計からの繰入金です。

4目長期前受け金戻入4,558万円ですが、平成26年度から会計制度の見直しに伴い、補助金等に相当する減価償却見合い分を順次収益化するために、営業外収益に計上したものです。

6目雑収益142万円は、新規加入分担金と督促手数料です。

3項特別利益5万円ですが、2目過年度損益修正益で、電気料の概算払による清算金となっています。

6ページをご覧ください。

次に、支出ですが、51款水道事業費用1項営業費用のうち、1目原水及び上水費では、15節委託料で水質検査委託料ほか273万2,000円、26節負担金で立科土地改良区などへの代替用水負担金659万円です。

2目配水及び給水費では、職員の給料、手当、経常経費のほか、7ページ、15節委託料1,204万8,000円では、管路管理図地籍情報システムの保守管理委託料、施設草刈り委託料、潜水土による夢の平第1配水池及び沈砂池の清掃点検業務委託料、南平台

配水池PCタンクドームの外装改修工事の設計委託料、古和清水導水管布設替え及び水管橋工事の設計委託料、減圧弁点検業務委託料の計上、18節修繕費3,142万1,000円では、量水器取替え費用、本管修理代、南平台配水池PCタンクドームの外装改修工事、芦田第二本陣坂及び山部減圧弁修繕工事、美上下配水池流入量流量計更新工事などを計上しました。

8ページをご覧ください。

24節材料費74万7,000円は、自動検針の更新用送信機などを計上しました。

3目受託工事費466万7,000円は、消火栓更新移設工事に関わる材料費と工事請負費です。

4目総掛費につきましては、職員の給料、手当と経常的経費が主なものでございます。

9ページ、18節委託料では、検診委託料、経営戦略再設定業務委託料、企業会計システム保守料、消費税申告委託料を計上しております。

20節使用料及び賃借料では、企業会計システム使用料、回線使用料等を計上しております。

10ページをご覧ください。

5目減価償却費は、1節有形固定資産減価償却費として1億5,626万7,000円の計上です。

6目資産減耗費では、配水管の布設替えや量水器交換により、除却する固定資産除却費ほか207万8,000円を計上しました。

2項営業外費用では、1目支払利息及び企業債取扱諸費に843万2,000円を計上、2目消費税及び地方消費税に1,000万円を計上しました。

3項特別損失では、4目過年度損益修正損として40万円を計上しました。

4項予備費として1,160万8,000円を計上しました。

11ページをご覧ください。

資本的支出ですが、71款資本的支出1項建設改良費のうち、1目排水施設拡張費5,790万4,000円は、県道芦田大屋停車場線配水管新設工事として、牛鹿地区から柳沢地区に新たな配水管を布設し、牛鹿地区以北の配水系統を2系統にすることで、安定した給水を目指すものです。また、岩下水源濁度計及び三方弁設置工事は、岩下水源で濁りが発生した場合に自動で取水を停止できるようにするものです。

2目配水施設改良費1,952万5,000円は、町道中原大深山線の配水管布設替え工事第2工区に関わる経費を計上しました。

3目営業設備費846万6,000円は、有線放送電話施設の状況や現在の自動検針システムに対応した量水器の製造が終了することから、新しい自動検針システムに対応した量水器と送信機の購入費や漏水探知機1台の購入費を計上しました。

2項企業債償還金では、6,136万8,000円を計上しました。

12ページは、令和3年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書です。

次に、13ページは、令和2年度立科町水道事業予定損益計算書です。

14ページ、15ページは、令和2年度予定貸借対照表、16ページ、17ページは、令和3年度予定貸借対照表です。

18ページ以降は、職員の給与費明細書で、26、27ページは、令和3年度水道事業会計注記表となっておりますので、ご覧ください。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第5 議案第31号

議長（森本信明君） 日程第5 議案第31号 令和3年度立科町索道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 議案第31号 令和3年度立科町索道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算につきましては、本年度から普通会計の官庁会計方式による予算編成としております。

1ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額は、1億5,023万5,000円と定めます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の方法、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債によります。令和3年3月3日提出、立科町長。

2ページは、第1表歳入歳出予算です。

3ページは、第2表地方債です。

起債の目的、辺地対策事業。限度額5,420万円。起債の方法、証書借入または証券発行。利率は4%以内、ただし書もごございます。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし書として、財政等の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または、繰上償還もしくは低利に借換えすることができるという内容になっております。

4ページは、歳入歳出予算の事項別明細書の総括になります。

5ページ、お願いいたします。

歳入です。1款繰入金、一般会計繰入金2,542万9,000円を計上しました。

2款繰越金は、企業会計からの繰越金として3,500万円を計上、3款諸収入3,560万

6,000円は、指定管理者納付金と企業会計における消費税の還付金を見込んでいます。

4款町債は、辺地対策事業債として5,420万円を計上いたしました。

6ページ、お願いいたします。

歳出です。1款1項索道事業費は、索道施設の整備にかかる費用のうち、町が負担しているものとしている経費と、町が一旦支払うこととしている経費の計上であります。

1目リフト事業費14節工事請負費では、公営企業法指定企業の事業となったことから、辺地対策債を活用することが可能となり、ゴンドラリフトの制御盤P L Cの更新、南平第4ペアリフトA線緊張油圧装置の更新として5,423万円を計上、その他リフト各所の整備費用として、4,185万5,000円を計上いたしました。

2款予備費は、3,000万円を計上いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） お諮りします。令和3年度各会計の当初予算につきましては、質疑を省略して、議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。よって、令和3年度各会計の当初予算につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、直ちに予算特別委員会を開催し、正副委員長を選任の上、報告願います。

暫時休憩とします。議員は、第1委員会室にお集まりください。再開は、10時55分です。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時55分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで、篠原建設環境課長から発言を求められていますので、発言を許可します。登壇のお願い。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 先ほど提案理由の説明を申し上げましたが、議案第27号、28号、29号、30号につきまして、提出日を誤って説明しておりました。正しくは、3月3日提出でございます。訂正し、お詫び申し上げます。

議長（森本信明君） 本会議休憩中に開催されました予算特別委員会において、正副委員長の選任と日程が決定しましたので報告します。

委員長に、7番、今井 清君、副委員長に、6番、森澤文王君が選任されました。

日程は、3月12日及び3月15日の2日間、いずれも午前9時開議と決定しましたのでよろしくお願ひします。

今井 清予算特別委員長、何か報告がありますか。

7番（今井 清君） ごさいません。

◎日程第6 議案第32号～日程第7 議案第33号

議長（森本信明君） 日程第6 議案第32号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について及び、日程第7 議案第33号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願ひます。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第32号 下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町生活排水共同処理施設条例第10条の規定による使用料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、議会の議決を求めるものです。3月3日提出、立科町長。

設置場所は、立科町大字山部1454番地の1、調定年度は平成27年から28年度、使用料1万3,920円で、理由は滞納者が国外に帰国し納付見込みがなく、町税についても既に不納欠損処理されているなど、債権回収が事実上不可能であるためです。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第33号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町給水条例第23条の規定による水道料金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり……。すみません。ちょっと前段の「水道料金」と言いましたが、「給水使用料」ということでお願いいたします。

戻りまして、給水使用料について、地方自治法第90……。

議長（森本信明君） ここで暫時休憩とします。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り議事を再開します。

ここで暫時休憩として、午後1時半の開会ということで、日程について進めたいと思います。

ここで暫時休憩に入ります。開会は午後1時半からです。

このあと、引き続いて第1委員会室において、土地開発公社理事会を行いますので、議員は第1委員会室に集合願います。

(午前11時16分 休憩)

(午後1時30分 再開)

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ただいま議題となっております、日程第7 議案第33号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、訂正の件を議題とします。

町長から議案第33号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての訂正の申し出があり、お手元に正誤表と訂正後の議案書をお配りしました。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第33号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての訂正の件を、許可することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号の訂正の件を許可することに決定しました。

◎日程第7 議案第33号

議長（森本信明君） 日程第7 議案第33号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第33号 水道料金の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町給水条例23条の規定による水道料金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり水道料金の不納欠損に係る請求権の放棄について、議会の議決を求めるものです。3月3日、立科町長。

上から順に、1番目は立科町大字山部1454番地1、調定年度平成27年から28年、水道料金は2万6,540円で、理由は滞納者が国外に帰国し納付見込みがなく、町税についても既に不納欠損処理がされているなど、債権回収が事実上不可能であるためです。

次に、2から6番ですが、2番目は、立科町大字芦田八ヶ野1089番地、調定年度平

成12年から18年度、水道料金は11万4,660円。

3番目は、立科町大字芦田八ヶ野843番地、調定年度平成20年から26年度、水道料金は9万8,740円。

4番目と5番目は同じ方で2口になりますが、4番目は、立科町大字芦田八ヶ野1204番地、調定年度は平成18年から24年度、水道料金は11万4,660円。

5番目は、立科町大字芦田八ヶ野1205番地、調定年度は平成18年度から24年度、水道料金は11万4,660円。

6番目は、立科町大字芦田八ヶ野178番地、調定年度は平成10年度から23年度、水道料金は22万9,320円で、理由は2番目から6番目まで、土地賃貸料の滞納により土地賃貸契約が解約され、水道も廃止になりました。土地賃貸料についても既に不納欠損処理がされているなど、債権回収が事実上不可能であるためです。

以上でございますが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第8 議案第34号

議長（森本信明君） 日程第8 議案第34号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

企画課長（竹重和明君） 議案第34号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について、提案理由の説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において、準用する同条第1項の規定により、蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり定める。3月3日提出、立科町長。

同条に基づき、当町では蓼科地区及び中尾・美上下地区を辺地として定めております。この地域において、公共的施設を整備しようとする場合は、同法第3条の規定により、総合整備計画を県知事と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出します。

この総合整備計画を策定・変更することにより、財源的に有利な起債、辺地対策事業債を活用することができるようになります。

今回、令和2年度から令和4年度までの総合整備計画の第1次変更について、別紙のとおり定めるものであります。これまでは、同意案件としてきましたが、県の指導により議案としてお願いするものでございます。

1 ページ、総合整備計画書をご覧ください。

2、公共的施設を整備を必要とする事項の項で、2ページ中段の高度無線環境整備に伴う設備構築事業、スキー場整備事業、蓼科高原観光施設トイレ整備事業、3ペー

ジの白樺湖遊歩道整備事業を新たに追加するものであります。

なお、スキー場整備事業につきましては、指定管理に移行し、町の企業会計として扱わなくなったことから、この計画の対象になります。

続いて、その下の、3、公共的施設の整備計画をご覧ください。

下から2つ目の事業である白樺高原観光施設トイレ整備事業は、2月9日に議会全員協議会で説明した200万から、県知事との協議により5,000万に変更になっております。

今回追加する下から4つの事業の事業費及び一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は計5億3,900万で、当初計画の2億9,000万と合わせ、合計は8億2,900万円となります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第9 陳情第1号～日程第10 陳情第2号

議長（森本信明君） 日程第9 陳情第1号 川西赤十字病院存続と充実を求める陳情書及び、日程第10 陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、2月15日までに受付をいたしました。上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は質疑の際にお願いします。また、審査については、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後1時39分 散会）